

会長 それでは、ただ今から令和6年度第3回私立学校審議会を開会いたします。
 まず始めに、本日の審議会の出席委員の数について事務局から報告をお願い
 いたします。

事務局 （出席委員数を確認。神奈川県私立学校審議会会議運営規程第4条の条件を
 充足し、本日の私立学校審議会が成立していることを報告。）

1 議事録署名人の指名

会長 続いて、本日の会議の議事録署名人を決めさせていただきます。私から御指
 名申し上げてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

会長 御異議がないものと認め、私から御指名申し上げます。池田委員と君嶋委員
 のお二人をお願いいたします。

《両委員了承》

2 会議の非公開の決定

会長 それでは、審議に入らせていただきますが、当審議会の会議の公開について
 は、諮問案件及び了承案件については非公開とし、その他の事項については、
 その都度、会議に諮って公開又は非公開を決定することとしております。

 本日は諮問案件の他に、報告事項がございます。報告事項3件のうち、学校
 法人に関する情報が含まれない2件は公開とし、学校法人に関する情報が含まれ
 る1件は非公開とすることで御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議がないものと認め、「議題2 報告事項」の2件については、公開
 とし、1件は非公開とすることに決しました。

 公開する議題については、「神奈川県私立学校審議会傍聴細則」により、先
 に審議等を行うこととされているため、はじめに「議題2 報告事項」の1番
 と2番に入らせていただきます。

 これより、傍聴を希望する方がいる場合は、入室を許可します。

事務局 傍聴人はおりません。

3 報告事項

- (1) 私立学校法の規定による学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類について（私立学校法改正に伴う所要の改正）
- (2) 神奈川県私立学校審議会の委員の定数について（私立学校法改正に伴う所要の改正）

会長 それでは、「議題2 報告事項」の1番と2番について、事務局から説明願います。

事務局 まず、右肩に報告資料1と記載がある資料をご覧ください。

私立学校法の規定による学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類の一部改正についてです。

神奈川県では、学校法人及び法人が行うことのできる収益事業を告示により定めております。これはその告示の根拠となる私立学校法が改正されたことに伴い、文言の修正をする改正でございます。

1、概要でございますが、神奈川県知事の所轄に属する学校法人が行うことのできる収益事業の種類については、私立学校法の規定に基づき、神奈川県告示により定めております。今般その私立学校法が改正され、収益事業に関する規定の条項がずれたことに伴い、根拠条項の修正を行う改正でございます。

2、改正の内容ですが、4、新旧対照表のとおりでございます。

改正案文は裏面のとおりでございます。

施行日は令和7年4月1日でございます。

次に、右肩に報告資料2と記載がある資料をご覧ください。

私立学校審議会の委員の提出の一部改正について、でございます。

神奈川県では、私立学校審議会の委員の定数を告示により定めております。これは、その告示の根拠となる私立学校法が改正されたことに伴い、文言の修正をする改正でございます。

1、概要でございますが、私立学校審議会の委員の定数については、私立学校法に基づいて、神奈川県告示により定めております。今般、私立学校法が改正され、私立学校審議会の委員の定数に関する規定の条項がずれたことに伴い、根拠条項の修正を行う改正でございます。

2、改正の内容ですが、4、新旧対照表のとおりです。

施行日は令和7年4月1日でございます。説明は以上でございます。

会長 説明が終わりましたので、御質問、御意見のある方は、御発言をお願いいたします。

会長 御発言がないようですので、「議題2 報告事項」の1番と2番については

終了します。

3 諮問案件

(1) 専修学校の目的変更認可について

(課程設置認可1件及び課程廃止認可1件を含む)

専修学校4件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

(2) 学校法人の設立に伴う寄附行為変更認可について

(学校の設置者変更認可1件を含む)

幼稚園2件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

(3) 学校の廃止認可について

幼稚園7件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

4 報告事項

義務教育学校の設置認可に向けての進捗状況について、事務局が報告を行った。

会長 以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。事務局から事務連絡等ありましたらお願いいたします。

事務局 (事務局からの連絡事項)